

戦略的パートナーシップ強化のための行動計画
(共同宣言附属文書)
(仮訳)

1 地域の平和と安定の確保のための共同の貢献

(1) 安全保障協力の分野

両政府は、以下の分野を含む安全保障協力を推進する。

- － 地域及びグローバルな安全保障環境及び諸課題に関する情報の共有並びに情報保護の強化
- － 安全保障政策に関する情報交換及び政策調整
- － 人道支援・災害救援
- － 海洋領域認識を含む海洋安全保障
- － 防衛装備品及び技術協力
- － 能力構築支援
- － 2015 年 1 月の防衛当局間の協力・交流覚書に記載されたその他の分野

(2) 災害救援における協力

両政府は、2013 年の台風ヨランダの際の人道支援・災害救援活動における日本国自衛隊の貢献を想起し、フィリピンにおける災害救援活動時の自衛隊の法的地位を定めるためのあり得べき方途について検討する。

(3) 安全保障対話

両政府は、以下の新設又は既存の枠組みを活用して、安全保障対話を強化する。

- － 外務当局間
 - 外相会談
 - 次官級戦略対話
 - 二国間関係及び分野毎の局長級協議
- － 防衛当局間
 - 防衛相会談
 - 次官級協議
 - 日本国自衛隊とフィリピン国軍間のハイレベル及び実務者レベルの協議
- － 外務・防衛両当局間
 - 次官級協議（新設）
 - PM協議
- － 日本の国家安全保障局とフィリピンの国家安全保障評議会の対話

（４）能力構築支援及び共同演習・訓練

日本政府は、フィリピンに対する能力構築支援を強化する。両政府は、二国間及び多国間の共同演習や訓練の拡充を通じ、相互運用能力の向上を図る。

（５）海洋安全及び海洋安全保障分野の協力

日本政府は、フィリピン沿岸警備隊の能力構築を継続し、人材育成や巡視艇の供与を含む過去及び現行の支援に基づき、同警備隊の海洋領域認識を強化するため、更なる能力向上について引き続き検討する。フィリピン政府は、日本のフィリピン沿岸警備隊への支援事業が円滑に実施されるように最大限努力する。

（６）海賊及び海上武装強盗対策

両政府は、ASEAN 地域において増加する海賊及び海上武装強盗対策のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）を通じた情報共有などを通じて、地域協力を強化する。この関連で、フィリピン政府は、日本が推薦した次期 ReCAAP 情報共有センター（ISC）事務局長候補を支持する。

（７）国際法に関する協議

両政府は、国際社会において法の支配を一層強化することの必要性を認識し、国際法に関する協議を実施する。

２ ミンダナオの恒久平和に向けて

日本政府は、ミンダナオの平和と発展がフィリピン支援の重点分野の一つであることを確認し、ミンダナオの紛争影響地域に対する支援を継続する。日本政府は、日本バンサモロ復興開発イニシアティブの新たなフェーズ（J-BIRD2）並びに国際監視チーム（IMT）への継続的な要員派遣及び国際コンタクトグループ（ICG）への参加による和平プロセスメカニズムを通じ、バンサモロの強化を確保することに焦点を当てる。両政府は、最近のミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画に関する無償資金協力とその実施を歓迎する。フィリピン政府は、バンサモロ開発計画に基づく経済開発プロジェクトの着実な実施の基礎として、ミンダナオの治安を更に改善するように努める。さらに、両政府は、バンサモロ地域アグリビジネス促進事業（PEACE）の実施に必要な協力を含め、バンサモロ地域の経済的自律を促進する方途について引き続き議論する。

３ 地域の経済成長のための協力

（１）貿易・投資の促進

フィリピン貿易産業省と日本国経済産業省の産業協力に関する共同声明に基づき、両者は、自動車、サービス、中小企業、ビジネス環境などの分野における産業協力を強化する。

フィリピン政府は、ビジネス環境の改善に関連する懸案事項に取り組むとともに、フィリピンの自動車産業を促進するための適当な政策措置をとることを約束する。日本政府は、人材育成の拠点となるためのフィリピン政府の取組を支援するため、人材育成その他の協力プログラムを更に強化する。

（２）インフラ整備

両政府は、既存の承認手続を通じ、両政府間の定期的な支援プロジェクトに係る協議に従い、かつ、資金調達要件に応じ、「マニラ首都圏の運輸交通セクターにおける質の高いインフラ整備のための協ロードマップ」を実施するために引き続き協力する。両首脳は、総事業費約３，０００億円に上る南北通勤鉄道事業が、「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」に基づく両政府間の協力における象徴的意義を有する事業であるとの認識を共有する。両首脳は、安倍総理が２０１５年５月に提唱した「質の高いインフラパートナーシップ」の下、本事業全体に日本の資金と技術力を積極的に用いて協力していく意向を表明する。両首脳は、本事業の具体化に向けた取組を加速化することを決定する。

さらに、両政府は、フィリピンの投資・ビジネス環境を改善するため、緊密な連携の下、他の分野及び地域におけるインフラ整備を引き続き検討・実施していく。この関連で、日本政府は、総事業費約３００億円に上るダバオ・バイパス整備への支援を行うことを決定した。フィリピン政府は、日本の支援が円滑に実施されるように最大限努力する。

（３）経済連携

両政府は、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の本年末までの完了に向けて引き続き協力する。また、両政府は、日フィリピン経済連携協定（JPEPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る改善策の検討を一層進める。

（４）保健医療

両政府は、フィリピンにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成及び保健医療の発展を目指し、保健当局間で署名した協力覚書に基づき、保健医療分野における協力を推進する。

（５）防災

両政府は、防災・災害対策に関する日本によるインフラ支援を踏まえ、防災・災害対策に関する協力を議論するための政策対話を立ち上げる。両政府は、特に、日本の知見や経験に基づき、台風、洪水、地震発生時におけるフィリピンの防災や災害対応能力を強化するための措置の推進について議論を行う。この関連で、日本政府は、総事業費約１１０億円に上るマニラ首都圏耐震橋梁整備への支援を行うことを決定した。フィリピン政府は、プロジェクトの円滑な実施のために協力する。

（６）環境

両政府は、廃棄物管理などの環境分野において、知見と経験の共有を推進する。特に、日

本政府は、知識、経験並びに日本の法制度及び技術に関する情報を共有する。両政府は、フィリピンにおける課題の理解を深めることにより協力を推進する。両政府は、気候変動分野において、低炭素成長を達成するため、二国間クレジット制度に関する協議を模索し、実施する。

（７）農業

両政府は、フィリピンの農産品の価値を向上させるため、食料の自立性向上及びフード・バリュー・チェーンの構築を目指し、政策対話を立ち上げる。

（８）食品の輸入規制

フィリピンは、日本政府の要請を考慮し、日本の特定の県で生産された一部の食品への追加要件の見直しを可及的速やかに行うことを約束する。当該要件は、2011 年、福島第一原子力発電所事故後に定められた。

（９）情報通信

両政府は、フィリピンが地上デジタルテレビ放送方式として、日本方式（ISDB-T）を採用し、日本の支援に基づき、放送サービス導入に向けた取組が着実に進められているというフィリピンの電気通信の発展を歓迎するとともに、地上デジタルテレビ放送の普及に向けた二国間協力を一層推進する。両政府は、デジタル放送に移行すること及びブルーラル地域での通信確保のための TV ホワイトスペース技術のように、ブロードバンド無線アクセス向けの空き周波数を最大限活用することによる利益を認識する。両政府は、防災並びに強靱・高信頼・安全な情報通信システム及び環境を含めた、日フィリピン間の情報通信分野における協力に関する覚書の実施に進展があったことを歓迎する。

（１０）社会保障協定

両政府は、年末までに日・フィリピン社会保障協定へ署名することを目的として、交渉を加速する。

４ 国際場裡での緊密な協調

（１）地域の構造

両政府は、ASEAN の中心性を基礎として進化している地域の構造がその重要性を増していることを再確認する。ASEAN 経済共同体の実現や東アジア首脳会議（EAS）の 10 周年に合わせ、地域の構造を更に緊密に強化するために協力を促進する。日本政府は、2015 年 APEC の成功に向け、議長国であるフィリピン政府を全面的に支援する。

（２）朝鮮半島

両政府は、北朝鮮による、ウラン濃縮活動及び弾道ミサイル発射を含む、核兵器及び弾道

ミサイル開発の継続は、地域及び国際社会に対する脅威であるとの認識を共有する。両政府は、北朝鮮に対し、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な非核化に向けた具体的な行動をとるとともに、関連する全ての国連安保理決議の下での義務及び 2005 年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを完全に遵守するよう強く求める。また、両政府は、関連する国連安保理決議の下での全ての義務を完全に履行することへのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対し、拉致問題を含む国際社会が有する人道上の懸念に遅滞なく対応するように強く求める。

（３）テロ及び国境を越える犯罪への対策

両政府は、国際社会と共に、テロや過激主義への対策における協力を強化していく。日本政府は、邦人殺害テロ事件を受け、過激主義を生み出さない社会の構築支援を含む日本外交の 3 本柱の取組を進めていく。この関連で、フィリピン政府は、安倍総理の提唱で「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」が今月東京で開催されることを歓迎する。

（４）軍縮・不拡散

両政府は、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）参加国として、「核兵器のない世界」の実現のため、2015 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議のフォローアップやアジアにおける効果的な輸出管理の促進のための協力を含め、軍縮・不拡散及び原子力の平和的利用の分野において更に協力する。

（５）気候変動

両政府は、本年末の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）における全ての締約国に適用される新たな枠組みの合意に向けて協力する重要性を認識する。

（６）防災・開発

両政府は、2015 年 3 月に日本の仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議の成果を、(i) 2015 年 7 月の第 3 回開発資金国際会議、(ii) 2015 年 9 月に採択予定のポスト 2015 年開発アジェンダ及び (iii) 2015 年末の COP21 につなげていく。また、フィリピン政府は、津波に対する理解を深め、津波対策の重要性について意識を向上させるために、11 月 5 日を「世界津波の日」と定める日本政府の提案を支持する。

（７）高効率石炭火力発電

両政府は、エネルギー安全保障及び発電セクターからの温室効果ガスの削減が持続可能な開発目標を実現するために引き続き重要であることを認識し、特に、高効率石炭火力発電技術の導入及び促進を通じ、発電効率化に向けて緊密に協力する。また、両政府は、利用可能な高効率石炭火力発電への OECD 諸国による継続的な公的金融支援の重要性及び APEC を含む国際場裡においてその見解を共有する必要性を認識した。

5 対話と交流の強化

(1) 国交回復 60 周年

両政府は、明年の外交関係樹立 60 周年の意義を認識し、記念事業の中核となる毎年 7 月の「日・フィリピン友好月間」などの記念行事を実施する。

(2) 観光促進

両政府は、査証緩和や新規航空路線の就航や増便を通じ、二国間の人的交流が更に活発化していることを歓迎する。日本政府は、2015 年からフィリピンを訪日プロモーション重点市場に追加し、フィリピンからの訪日観光客の更なる増加を目指す。フィリピン政府は、「フィリピン観光年」と位置づけている本年に、フィリピンへの観光を促進する様々なイベントを集中的に実施する。両政府は、観光交流を更に促進することを検討する。

(3) 文化の WA プロジェクト

日本政府は、双方向の芸術・文化交流、日本語学習支援を促進する「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を推進する。

(4) 青少年・教育交流

両政府は、双方向の学生交流の重要性について認識を共有し、JENESYS2015、「東南アジア青年の船」、日本・アジア青少年サイエンス交流事業などを通じた人的交流を継続する。また、両政府は、フィリピン青年のJETプログラムへの参加を歓迎するとともに、その活躍とフィリピンのJETプログラムへの継続的な参加に期待する。

(5) スポーツ交流

両政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、「Sport for Tomorrow」プログラムなどの取組を通じた両国間のスポーツ交流を促進する。

(6) 日本語教育

日本政府は、日本語パートナーズの派遣拡大や日本語能力試験の実施拡充を通じ、日本語教育支援の充実化を図る。